

## 熊本県公金管理に関する方針

(趣旨)

第1条 この方針は、県公金の確実かつ効率的な運用を図るため、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(公金の範囲)

第2条 この方針に述べる公金とは、歳計現金、歳入歳出外現金及び基金に属する現金をいう。

(公金の管理)

第3条 公金は、指定金融機関への預金その他の確実な方法により保管しなければならない。

2 前項に述べるその他の確実な方法とは、次の各号に定めるものとする。

一 経営が健全と認められる金融機関への預金（貯金取扱金融機関への貯金を含む。以下同じ。）

二 預金保険法（昭和46年法律第34号）又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）により全額保護される預金

三 借入金債務と相殺可能な預金

四 利払い及び償還が確実な債券による運用

(運用商品及び運用期間)

第4条 公金を金融機関への預金により保管する場合は、当座預金、普通預金（決済性預金を含む。）及び期間が1年を超えない定期性預金により行う。

2 前条第2項第4号に述べる確実な債券による運用は、次の各号により行う。

一 債券の種類は、国債、地方債、政府保証債、地方公共団体金融機構債及び財投機関債（国債と同等以上の格付を1つ以上有するものに限る。）とする。

二 購入年限は、21年以内とし、購入した債券は償還期限まで保有することを原則とする。

三 金利変動の影響を緩和するため、定期的に一定額を購入するラダー型運用を基本とする。

四 購入総額の上限は、1,000億円とする。

3 預金の解約又は債券の売却は、次の場合に行うものとする。

一 第6条の規定に基づき、資金の保全を図る必要があると判断した場合

二 総運用収益向上のために行う場合

(年度運用計画の策定)

第5条 会計管理者は、毎年度、次の各号に掲げる事項を定めた公金の運用計画を策定するものとする。

一 公金を預金により運用する場合は、預金をしようとする金融機関（以下「預金先金融機関」という。）の名称及び預金の種類

二 公金を債券により運用する場合は、運用商品、運用期間及び購入予定額

三 その他必要と認める事項

2 会計管理者は、前項の運用計画を策定後、熊本県資金管理連絡調整会議設置要綱に

示す関係各課が所管する資金の運用について、関係各課長へ同意を求めるものとする。

3 会計管理者は、第1項の運用計画を策定後、経済情勢の変化等により預金先金融機関の健全性が損なわれたと認められる場合には、預金先金融機関を変更することができる。

(危機への対応)

第6条 会計管理者は、預金先金融機関の経営危機に関する情報又は保有債券の発行者の破綻等に関する情報を入手した場合は、必要に応じ知事と協議のうえ、対応策を決定するものとする。

附 則

この方針は、平成14年4月1日から施行する。

この方針は、平成20年4月1日から施行する。

この方針は、平成25年10月15日から施行する。

この方針は、平成26年10月30日から施行する。

この方針は、平成30年3月22日から施行する。

この方針は、令和元年6月18日から施行する。